

平成29年度 入札・契約制度の改善

(平成29年4月1日から以下のように制度・取り扱いが変更になります。)

本市においては、より一層の競争性・透明性を高めるとともに工事の品質確保を目的とし、従来から入札契約制度の改善に取り組んでおります。

こうした中、今回、以下のとおり、入札・契約制度を改善し、平成29年4月1日から実施します。

1. 工事の一般競争入札の取り扱いについて
2. 工事の変動型最低制限価格の試行について
3. 総合評価落札方式の自己採点シートの導入について

1. 工事の一般競争入札の取り扱いについて

【1】工事に係る委託の一般競争入札について（継続試行）

設計金額2,000万円以上の工事に係る委託（建設工事の設計、測量又は地質調査その他建設工事に関する調査等の委託業務）については、一般競争入札を試行実施していますが、平成29年度においても引き続き実施します。

【2】工事成績良好業者に対する優遇措置（継続試行）

工事成績良好業者対象工事

一般競争入札（設計金額1,000万円以上）において、難易度の高い工事等について、発注条件に工事成績要件を追加します。

【3】工事成績不良業者に対する制限措置（継続試行）

（1）入札参加等の制限

一般競争入札

平成27年度及び平成28年度に竣工した本市の工事成績において、2ヶ年度の同種工事の工事成績平均点が65点未満の者においては、引き続き、設計金額1,000万円以上の一般競争入札への入札参加は認めません。

また、平成27年4月1日以降に竣工した本市の工事で、同種工事の65点未満の工事成績は、施工実績と認めません。

（2）配置予定技術者に対する制限

一般競争入札

（ア）原則、総合評価競争入札による案件について、配置予定技術者の技術者経験を求めています、**平成29年度においても引き続き実施します。**

（イ）配置予定技術者の技術者経験を求める場合は、平成27年4月1日以降に竣工した本市の工事で、同種工事の65点未満の工事成績の工事は、技術者経験と認めません。

【4】入札参加申請時の工事实績証明（CORINS の添付）の取り扱いについて

工事における一般競争入札において求める工事实績の証明は、**請負金額 500 万円以上 2,500 万円未満で平成 14 年 9 月 30 日以前に着工したもの以外は、引き続き**、原則 CORINS カルテの添付を義務付けます。

【参考事例】平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの発注の場合		
平成 14 年 4 月 1 日以降に竣工した工事で以下の分類により提出すること		
金額区分		施工実績・従事経験を証する書類
請負金額が 2,500 万円以上（詳細コリンズの対象）		コリンズの登録内容確認書（竣工登録）又は竣工時工事カルテの写しの添付。
請負金額が 500 万円以上 2,500 万円未満（簡易コリンズの対象）	平成 14 年 10 月 1 日以降に着工	コリンズの登録内容確認書（受注登録されていれば可）又は受注登録の工事カルテの写し。ただし、写しと併せ竣工時の工事概要、請負金額がわかるもの（当初及び変更後の契約書・工事概要書等）を添付。
	平成 14 年 9 月 30 日以前に着工	工事請負契約書（当初及び変更後）の写し及び工事概要が記載されている設計図書又は仕様書等の写し、発注者の施工証明書、図面等で竣工時の工事概要、請負金額がわかるものを添付。ただし、コリンズ登録をしているものについては、コリンズの登録内容確認書（受注登録されていれば可）又は受注登録の工事カルテの写し等で竣工時の工事概要、請負金額がわかるものを添付。

【5】一般競争入札で求める配置予定技術者の雇用期間の確認

請負予定金額3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）の一般競争入札における配置予定技術者については、3ヶ月以上の継続雇用を求めています。平成29年度においても引き続き実施します。

【6】一般競争入札における民間工事施工実績の認定（継続試行）

一般競争入札において本市が求める工事施工実績は、公共工事に限定していますが、入札参加資格の弾力化を一層進めるとともに入札参加機会の拡大を図るため、平成 23 年 4 月 1 日以降発注の案件から民間事業者との請負契約（元請契約）による施工実績も認めることとしています。平成 29 年度においても引き続き実施します。

対象工事：「建築一式工事」で設計金額 3,000 万円未満の工事案件

なお、施工実績の提出書類については、公告文にて記載します。

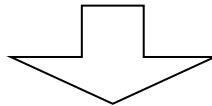
2. 工事の変動型最低制限価格の試行について

設計金額5,000万円未満の建設工事(総合評価落札方式の案件を除く)について、国及び中央公契連モデルの計算式を基準として、開札時点で最低制限価格が決定する変動型の最低制限価格を試行します。

【1】変動型の最低制限価格の算定方法

改正前

- | |
|---|
| ① 直接工事費の95% |
| ② 共通仮設費の90% |
| ③ 現場管理費の90% |
| ④ 一般管理費の55% |
| ⑤ その他の費用は89.5% |
| ①から⑤の合計額 |
| ただし、上記により算出した額が予定価格に7/10を乗じて得た額を下回る場合にあっては、予定価格に7/10を乗じて得た額とする。 |



改正後

変更内容	
中央公契連モデルの 計算式は変更なし	× 電子計算機(パソコン)で ランダムに発生させた、 1.00001~1.001(100通り) を乗じた金額 (0.001%~0.1%の変動率)

ただし、上記計算式により算出した額が予定価格に7/10を乗じて得た額を下回る場合にあっては、予定価格に7/10を乗じて得た額とする。

3. 総合評価落札方式の自己採点シートの導入について

総合評価落札方式の参加申請時の添付書類に、「自己採点シート」を追加します。
「自己採点シート」は、評価項目毎に自己採点と添付書類の有無を記載していただきます。詳細は発注案件の公告文等をご確認ください。

* 今回の制度改善に伴う要綱、要領及び入札参加者心得等については、平成29年4月1日から改正いたしますので、入札に参加される方は必ず確認し入札を行ってください。

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2
松山市総務部契約課 (工事担当)
電 話 089-948-6453・6454
F A X 089-934-1767